共済掛金の引下げ措置の対象組合等数

積立水準 (法定準拠水準 の倍数	引下げ 措置	対象組合数		対象都道府県数
		果樹共済		
		収穫共済	樹体共済	畑作物共済
2. 0以上	1/2 カット	0	0	0
1. 5~2. 0	1/3 カット	0	0	2
1. 25~1. 5	1/5 カット	1	1	5
1~1. 25	カット しない	122	14	24
1. 0未満		73	22	16
計		196	37	47

⁽注1)「積立水準」は、直近の加入状況や被害状況を反映したもの。

⁽注2) 対象組合等数については現時点(12月5日現在)のものであり、平成25年1月に 告示される料率に引下げ措置を適用する組合等数とは異なる場合がある。